平成３１年度弘前市一般介護予防事業（パワリハ運動教室）仕様書（案）

高齢者の健康の維持、増進や介護予防に資する弘前市一般介護予防事業におけるパワリハ運動教室（以下「パワリハ教室」という。）の実施について、委託契約書に示された事項以外は、この仕様書によるもののほか、市（以下「発注者」という。）と協議のうえパワリハ教室を誠実に実施するものとする。

１　実施者

市内で介護保険法（平成９年法律第１２３号）に定める施設サービス、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を行う法人で、発注者と委託契約を交わした者（以下「受注者」という。）。

２　実施場所

　　一般社団法人日本自立支援介護・パワーリハ学会が推奨する運動器具を設置している事業所。

３　実施日等

パワリハ教室の実施日、曜日、時間等は、受注者が定めることとする。

４　利用者

利用の時点で６５歳以上の市民で、心疾患などの病気等により医師から運動を禁止されていない者とする。

５　利用定員

　　パワリハ教室を利用する者の定員は、実施する事業所の利用人員に含めず、受注者が別に定めることができる。

６　実施内容

受注者は、パワリハ教室を安全に効果的かつ適切に実施するものとし、特に利用者の健康状態、個人情報保護等のリスク管理に十分に配慮し以下の内容を行う。

（１）利用受付

（２）血圧測定等のバイタルサインの確認など体調の観察

（３）パワーリハビリテーションの運営方法に基づく準備体操、ストレッチ、マシントレーニング及び整理体操

（４）自立支援介護の基本ケアの一つである水分摂取の推進

（５）利用者のパワーリハビリテーション及び関連する記録簿の作成

（６）四半期ごとの実績報告書の作成及び提出

（７）定期的なパワーリハビリテーションの効果測定による利用者の介護予防や健康意識の向上

７　利用料

　　利用者がパワリハ教室を利用する場合の料金は無料とする。ただし、入浴サービス、給食サービス等の実費分については受注者が定める額とし、利用者がこれを直接受注者に支払うものとする。

８　送迎

　　利用者が送迎を必要とする場合は、受注者は送迎を実施することができる。ただし、送迎にかかる料金は徴収できない。

９　賠償保険

受注者は、パワリハ教室の実施に当たり受注者の責めに帰する理由により利用者及び第三者に損害を与えたときの損害賠償については、賠償保険によりその損害を賠償するものとする。

10 個人情報の保護

（１）受託者は、業務の実施にあたり、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置を図ること。

（２）業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

（３）個人情報の取扱にあたっては、弘前市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守すること。